

プランは基本理念をもとに

国や県に沿って策定する



みやじま ようこ 議員

「的利便を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成することをいう」とある。町のプランはこれらの基本理念に基づき、逸脱することがないように策定されるべきと思うが考えを伺う。

武政総務課長

プランは国や県の基本に沿って作っていききたいと思っている。

男女共同参画社会の実現に向けて、まずは町の管理職に、また、防災、災害対策を含めたあらゆる意思決定機関に女性の登用をすべきだと思

うが、その考えはあるか。

大西町長

「女性の管理職が誕生する」とは申し上げる段階ではないが、積極的に検討してい

「人は女である前に男である前に、一人の人間として人権が尊重されなければならない」と男女共同参画基本法が制定された。定義として「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化

く。

また、災害等で避難所運営計画の策定などでも、女性の意見は当然反映させていかなければならないと思っ

緊急経済対策
住宅リフォーム助成制度を
総合戦略策定の中
で検討

この制度は地域の緊急経済対策として、床の張替え、

台所やトイレ等水周りの工事等々、家の部分的な小さな改修工事が対象で、地元業者を使うことが条件となる。全国では628自治体が実施に取り組んでいる。工事は補助額の10から20倍もの受注があり、冷え込んだ地域経済を手助けする緊急経済対策として、効果はお試し済みである。耐震化とセットで実施するのは結構だが、耐震化の補助は昭和56年以前に建てられた家しか対象にならない。それ以降の家にも該当するように、

制度を広げて欲しい。予算は500万円ぐらいで、時限立法でもあり、実施はそれほど困難ではない。町民の税金を日々の暮らしを手助けする面にも使って欲しいが、どうか。

森田まちづくり課長

この制度の経済効果や有効性等を検証し、空家対策や耐震設計、改修工事等々を整理の上、新たな制度が出来ないか検討をしてきた。耐震化とセットで行うのが必要と思

大西町長

この制度の相乗効果、積算効果が高いことは承知しているが、町としては耐震化に力を入れながら、全体的な住宅政策、改修政策の整合性を取った制度を設計していく。この制度についてもしっかりと検討していきたい。

男女共同参画社会基本法 (1999年6月施行)
「女」「男」である前にひとりの「人間」

●基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

- 1 男女の人権の尊重**
男女の差別をなくし、「女」「男」であるまえにひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮**
役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画**
男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立**
男女はお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事も、学習も、地域活動もできるようにしていきましょう。
- 5 国際的協調**
他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。